

甲議第 1 0 号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 6 月 2 0 日提出

甲府市議会議長 長 沼 達 彦 様

提出者	甲府市議会議員	神 山 玄 太
賛成者	甲府市議会議員	深 沢 健 吾
〃	〃	興 石 修
〃	〃	山 中 和 男
〃	〃	小 沢 宏 至
〃	〃	鷹 野 弘 貴
〃	〃	橘 田 大 洋
〃	〃	堀 とめほ
〃	〃	廣 瀬 集 一
〃	〃	清 水 英 知
〃	〃	小 澤 浩
〃	〃	依 田 勝 見

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成３年６月条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項及び第２項中「はかつて」を「諮って」に、「はからず」を「諮らず」に改める。

第１２条第１項中「、又は」を「又は」に改める。

第１５条の次に次の１条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第１５条の２ 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって委員会を開会することができる。ただし、第２０条（秘密会）第１項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

２ 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

３ 前項の許可を得てオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、当該委員会に出席しているものとみなして、この条例の規定を適用する。

４ オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第２０条第２項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第２１条に次の１項を加える。

２ 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第29条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

オンラインによる方法により委員会を開会するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。